

## 議案第43号

### 鳥取県被災者住宅再建等支援条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県被災者住宅再建等支援条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年2月21日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 鳥取県被災者住宅再建等支援条例の一部を改正する条例

鳥取県被災者住宅再建等支援条例（平成13年鳥取県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前

(補助金の交付)

第3条 県は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる給付金（以下「支援金」という。）を交付する被災市町村（被災地域の所在する市町村をいう。以下同じ。）に対し、予算の範囲内で被災者住宅再建等支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

- (1) 被災者住宅再建等支援金（被災市町村が、その条例で定めるところにより、別表の第1欄に掲げる事業（発生日以降に着手し、発生日の翌日から起算して同表の第2欄に掲げる期間を経過する日までに完了するものに限る。）を行う同表の第3欄に掲げる者であって、発生日の翌日から起算して同表の第4欄に掲げる期間を経過する日までに交付を申請するものに対して交付する同表の第5欄に定める額（以下「被災者住宅再建等支援金交付基準額」という。）以上の給付金をいう。以下同じ。）
- (2) 被災者住宅修繕促進支援金（被災市町村が、その条例で定めるところにより、指定自然災害により居宅が損壊した世帯（法第2条第2号に規定する被災世帯を除く。）の世帯主

(補助金の交付)

第3条 県は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる給付金（以下「支援金」という。）を交付する被災市町村（被災地域の所在する市町村をいう。以下同じ。）に対し、予算の範囲内で被災者住宅再建等支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

- (1) 被災者住宅再建等支援金（被災市町村が、その条例で定めるところにより、別表の第1欄に掲げる事業（発生日以降に着手し、発生日の翌日から起算して同表の第2欄に掲げる期間を経過する日までに完了するものに限る。）を行う同表の第3欄に掲げる者であって、発生日の翌日から起算して同表の第4欄に掲げる期間を経過する日までに交付を申請するものに対して交付する同表の第5欄に定める額（以下「交付定額」という。）以上の給付金をいう。以下同じ。）
- (2) 被災者住宅修繕促進支援金（被災市町村が、その条例で定めるところにより、指定自然災害により居宅が損壊した世帯（法第2条第2号に規定する被災世帯を除く。）の世帯主

又は当該居宅の所有者のうち、被災者住宅再建等支援金（別表第8号に係るものを除く。）の交付を受けない者（知事が別に定めるものに限る。）であって、発生日の翌日から起算して1年を経過する日までに交付を申請するものに対して交付する次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（以下「被災者住宅修繕促進支援金交付基準額」という。）以上の給付金をいう。以下同じ。）

ア 損壊した居宅の被害割合が5パーセント未満の世帯の世帯主又は当該居宅の所有者に対して交付するもの 2万円

イ ア以外のもの 5万円

## 2 略

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、被災市町村が交付した被災者住宅再建等支援金の額（被災者住宅再建等支援金交付基準額を超える額を交付した場合にあっては、被災者住宅再建等支援金交付基準額）及び被災者住宅修繕促進支援金の額（被災者住宅修繕促進支援金交付基準額を超える額を交付した場合にあっては、被災者住宅修繕促進支援金交付基準額）の合計額に10分の9を乗じて得

又は当該居宅の所有者（被災者住宅再建等支援金（別表第8号に係るものを除く。）の交付を受ける者を除き、知事が別に定めるものに限る。）であって、発生日の翌日から起算して1年を経過する日までに交付を申請するものに対して交付する2万円以上の給付金をいう。以下同じ。）

## 2 略

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、被災市町村が交付した被災者住宅再建等支援金の額（交付定額を超える額を交付した場合にあっては、交付定額）及び被災者住宅修繕促進支援金の額（2万円を超える額を交付した場合にあっては、2万円）の合計額に10分の9を乗じて得た額以下とする。

た額以下とする。

別表（第3条関係）

対象事業	完了期間	対象者	申請期間	被災者住宅再建等 支援金交付基準額
略				
(7) 一部損壊世帯の居宅の補修	2年	一部損壊世帯の世帯主又は当該居宅の所有者（知事が別に定めるものに限る。）	1年	補修に要する経費（30万円） 〔災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第6号の被災した住宅の応急修理（以下「住宅の応急修理」という。）を受ける

別表（第3条関係）

対象事業	完了期間	対象者	申請期間	交付定額
略				
(7) 一部損壊世帯の居宅の補修	2年	一部損壊世帯の世帯主又は当該居宅の所有者（知事が別に定めるものに限る。）	1年	補修に要する経費（30万円を限度とする。）

				ことが できる 場合に あって は、30 万円か ら当該 住宅の 応急修 理のた めに出 される べき費 用の額 を控除 した額 を限度 とする。 )					
--	--	--	--	---	--	--	--	--	--

略

備考 略

略

備考 略

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。